

8. がんの教育・普及啓発

	活動(アウトプットをもたらす活動の内容)	結果(アウトカムをもたらすために期待される活動の結果)	中間成果(目標アウトカムに資する中間的な変化)	目標成果(達成すべき目標; あるべき姿)
1	県および市町村は、教育庁および各教育委員会と協力連携して、各学校の保健主事等に対して研修を行い、かつ保健主事が学校において児童・生徒に対して行う授業への後援を行う。	県および市町村は、がんに特化した学校教職員のための教育と指導に対する研修会を開催する。 ・26年度には、保健主事や保健体育教諭、学校長が年1回、研修会に参加する。 ・29年度には、すべての学校教育者(教諭)が年1回、研修会に出席する。	すべての学校教職員が、がんに対する基本的知識を持つようになる。 ・26年度には、50%の学校教職員が、がんの基本的な知識を持ち、現場対応が可能となっている。 ・29年度には、すべての学校教職員が、がんの基本的な知識を持ち、現場対応が可能	(1)学校教職員は、がん患者である児童・生徒や、家族ががんになっている児童・生徒に対してきちんとケアすることができる。 (2)友人やその家族ががんになった時に、適切な判断や行動ができる。 (3)児童・生徒、高齢者を等を含む一般市民ががんに関する基本的な知識を持ち、がんになった時に適切な判断、行動をすることができる
2	保健主事は、児童・生徒に対し、がんに関する教育を行う。	教育庁、教育委員会は、がんに関する副読本の作成を行い、児童・生徒へ配布する。 ・25年度には、教育庁、教育委員会が副読本を作成する。 保健主事は、児童・生徒に対し、がんに関する教育を行う。 ・26年度には、50%の学校で、1時間/年のがんに関する授業を行う。 ・29年度には、すべての学校で、1時間/年のがんに関する授業を行う。	児童・生徒におけるがん医療に関する基本的な知識が増加する。 ・26年度には、50%の児童・生徒が、がんに関する基本的な知識を持っている。 ・29年度には、80%の児童・生徒が、がんに関する基本的な知識を持っている。	
3	県は、PTA関連団体と協力して、がんに対する基本的な知識・予防検診に対する普及啓発を行う。	各学校において、各PTAが主催してがんに関する講演会を行う。 ・26年度には、50%の学校で、講演会を年1回行う。 ・29年度には、すべての学校で、講演会を年1回行う。	各学校の保護者のがんに関する基本的な知識が増加する。 ・26年度には、50%の学校で、児童・生徒の保護者ががんに関する基本的な知識を持っている。 ・29年度には、80%の学校で、児童・生徒の保護者ががんに関する基本的な知識を持っている	
4	県は、医療機関や関係諸団体と協力し、メディアなど情報発信源(者)において、がんに関する理解のある人材育成を行う。	メディアに対しての研修会(メディアセミナー、メディアドクター等)を開催する。 ・26年度には、年2回実施し、延べ参加者数が20名を超える。 ・29年度には、年4回実施し、延べ参加者数が40名を超える。 一般市民に、正しいがん情報を発信する。 ・26年度には、がんに対する正しい情報が、新聞2社で24回/2年、テレビ局4社で24回/2年、ラジオ局4社で24回/2年発信される。 ・29年度には、がんに対する正しい情報が、新聞2社で36回/2年、テレビ局4社で36回/2年、ラジオ局4社で36回/2年発信される。	がん医療に対して理解あるマスメディア人材が増加する。 ・26年度には、すべてのメディア各社に1名は、メディアセミナー、またはメディアドクターの参加者が存在する。 ・29年度には、すべてのメディア各社に2名以上は、メディアセミナー、およびメディアドクターの参加者が存在する。	